

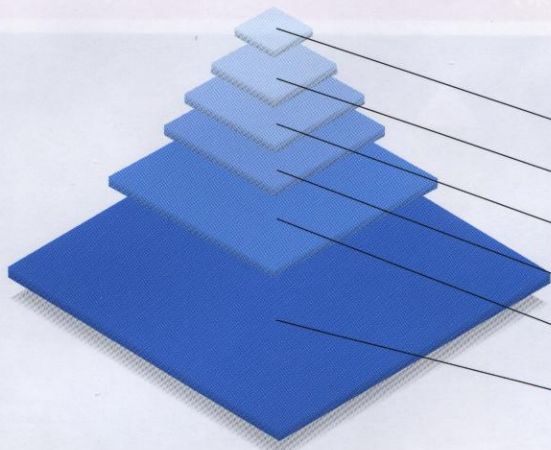
平成21年度予算が決まりました

★予算総額 **49億6,460万円**（介護保険分を含む）

★経常収支で **-7億4,344万円**と大幅な赤字予算となりました

去る3月5日(木)に開催された組合会において、平成21年度予算および事業計画が承認されましたので、そのあらましをご報告いたします。

- 被保険者数の増加に伴い、予算総額で前年度より**3億7,848万円**の増加となり、保険料収入は景気後退の影響もあって減収となる見込みです。その一方で、医療費（保険給付費）は**1億8,765万円**と急激な増加（前年度比**+8.9%**）が見込まれます。
- 同時に、高齢者医療制度への納付金・支援金の負担額は前年度予算**同様の多額な拠出を求められ、保険給付費と納付金との合計額が保険料収入を上回る（112%）大変厳しい状況にあります。**
- この結果、別途積立金より**7億7,033万円**を繰り入れるなどしなければ収支バランスが取れないという、近年になく厳しい予算編成となりました。



収入合計 4,728,211千円

国庫負担金収入・国庫補助金収入(①)・その他	2,376千円
雑収入	9,608千円
財政調整事業交付金(②)	43,154千円
調整保険料(③)	57,298千円
繰越金(④)・繰入金(⑤)	880,332千円
健康保険料	3,735,443千円

(介護保険は除く)

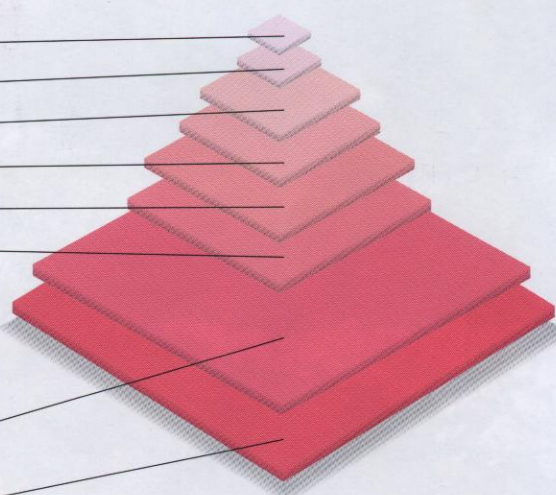
支出合計 4,728,211千円

積立金繰入	1,385千円	
その他	4,030千円	
財政調整事業拠出金(⑥)	57,298千円	
事務費(⑦)	80,941千円	
予備費(⑧)	180,000千円	
保健事業費(⑨)	220,020千円	5.89%
納付金合計	1,885,119千円	50.47%
前期高齢者納付金(⑩)	760,624千円	20.36%
後期高齢者支援金(⑪)	802,752千円	21.49%
病床転換支援金・その他	654千円	0.02%
退職者給付拠出金(⑫)	198,989千円	5.33%
老人保健拠出金(⑬)	122,100千円	3.27%
保険給付費(⑭)	2,299,418千円	61.56%
<small>(医療費・現金給付費)</small>		

内の数字は保険料収入に占める割合です。

(介護保険は除く)

※科目内容は3ページをご参照ください。



経常収支差引額 -743,438千円

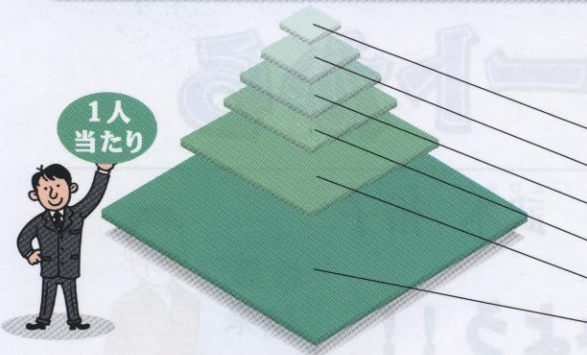
予算の基礎数値

	被保険者数	平均標準報酬月額	平均年齢
男	9,300人	326,613円	35.94歳
女	990人	213,529円	34.57歳
計	10,290人	315,249円	35.80歳
総標準賞与額（年間合計）		8,505,860千円	

健康保険料

負担割合	保険料率	調整保険料率	計
事業主	42.453/1000	0.647/1000	43.100/1000
被保険者	36.347/1000	0.553/1000	36.900/1000
計	78.800/1000	1.200/1000	80.000/1000

被保険者1人当たりでみる予算額 (%は前年度予算対比 +は増、-は減)



収入合計 459,496円

国庫負担金収入・国庫補助金収入(①)・その他	231円 (-32.5%)
雑収入	934円 (-28.5%)
財政調整事業交付金(②)	4,194円 (+17.6%)
調整保険料(③)	5,568円 (-8.7%)
繰越金(④)・繰入金(⑤)	85,552円 (+181.6%)
健康保険料	363,017円 (-8.8%)

(介護保険は除く)

支出合計 459,496円

積立金繰入	135円 (-22.9%)
その他	392円 (+8.9%)
財政調整事業拠出金(⑥)	5,568円 (-8.7%)
事務費(⑦)	7,866円 (-2.1%)
予備費(⑧)	17,493円 (+79.0%)
保健事業費(⑨)	21,382円 (+5.8%)
納付金合計	183,199円 (-0.1%)
前期高齢者納付金(⑩)	73,919円
後期高齢者支援金(⑪)	78,013円
病床転換支援金・その他	64円
退職者給付拠出金(⑫)	19,338円
老人保健拠出金(⑬)	11,866円
保険給付費(⑭)	223,461円 (+5.6%)
法定給付費	222,988円 (+5.6%)
付加給付費	473円 (+29.9%)

(介護保険は除く)



平成21年度

介護保険分の予算

介護保険料は、当組合の40歳以上65歳未満の被保険者から徴収されます。また、介護保険の納付金は全額を国庫に納付し、運営者である全国の市区町村に配分されることになります。(保険料率は国により介護保険給付費が見直され年度ごとにも変わります)

収入 (単位千円)	支出 (単位千円)
介護保険収入 211,767	介護納付金 231,454
繰越金 9,587	介護保険料還付金 300
繰入金 15,000	積立金 4,634
国庫補助金収入 1	
雑収入 33	
合計 236,388	合計 236,388

予算の基礎数値

介護保険第2号被保険者 (介護保険対象者)	4,907人
介護保険料納付被保険者 (40歳以上65歳未満)	3,050人

予算科目内容のポイント

- ①国庫負担金収入・国庫補助金収入 国から健保組合の財政の補助として交付されるお金です。
- ②財政調整事業交付金 非常に高額な医療費の支払いがあった場合に組合の負担を減らすため健康保険組合連合会から出される補助金です。(その財源は③で説明している調整保険料で賄われており組合の相互扶助の制度となっています。)
- ③調整保険料 皆さんからいただいた健康保険料の一部(80%の内の1.2%分)を健康保険組合連合会に納め、管理運用してもらっているものです。(組合健保すべてが納めています。)
- ④繰越金 前年度決算で赤字になった場合に、翌年度の財政を安定させるために収入と

- して繰越すお金です。
- ⑤繰入金 医療費や納付金など支出全般が保険料収入や繰越金だけでは賸えない場合、財産として積立しているお金の一部を今年度の支払いに充てられるようにするお金です。
- ⑥財政調整事業拠出金 ③で説明した調整保険料を支払う時の名称です。
- ⑦事務費 健保組合事務局の運営にかかる費用及び理事会、組合会の実施にかかる費用です。
- ⑧予備費 医療費の支払い等で不測の事態に対応するため予備で見込んでいる費用です。(但し、その用途は組合の規約で決められているものに限定されています。)
- ⑨保健事業費 皆さんがダイハツ系連合健康保険組合に

- 加入していることにより受けられる各種サービスのための費用です。(各種冊子の配布や健診の補助、保養施設の利用や旅行費用の補助等多岐に亘ります。)
- ⑩前期高齢者納付金 70歳から74歳までの人はどの医療保険に加入している人でも医療費の支払いについて自己負担1割の特別措置(現役並所得者は3割負担)が採られています。その方たちの医療保険での費用と65歳から70歳までの人の医療保険での費用を全医療保険者(国民健康保険・共済組合・協会けんぽ・組合健保)で平等に負担するために納付する費用です。(負担は我々組合健保が一番重いとされています。)
- ⑪後期高齢者支援金 75歳以上の人は今までの健保組合等に加入しながら別建ての保険であった老人保健制度から、独立した後期高齢者医療制度に移り、健康保険組合からは

- 脱退することになります。その新しい医療制度の財政を支えるため国の負担以外に健保組合もその方々の医療費を負担するために支援金を納めます。
- ⑫退職者給付拠出金 一定期間以上、健保組合に加入していた人が国民健康保険に加入した場合の保険制度です。健保組合はその方々の医療費の一部を負担するためこの拠出金を納めており、国民健康保険組合の財政を助けています。
- ⑬老人保健拠出金 ⑪の後期高齢者医療制度の創設に伴い廃止された老人保健制度ですが、長年制度が続いていたため医療費の精算が必要であり今年も継続して拠出金を納めています。
- ⑭保険給付費 皆さんの病院での診療費や各種給付金(傷病手当金、出産一時金など)の費用です。

健康保険組合では、皆さんの保険料から、加入されている方々の医療費やサービスのための費用だけでなく、他の医療制度(前期高齢者医療制度、後期高齢者医療制度、退職者医療制度等)の支援のため多大な費用を支払っています。皆さんが国民健康保険や高齢者の方々の医療制度を助け国民皆保険が維持されているとも言えます。